

企業知財部の生成AI時代における特許事務所・弁理士の役割変化と実務提言

エグゼクティブサマリ

生成AIとAIエージェントの普及は、企業知財部の仕事を「なくす」のではなく、「どこまでを社内で高速化し、どこからを外部専門家が保証するか」を再配分する方向に進めています。日本弁理士会は、生成AIは弁理士業務を効率化する道具になり得る一方、生成物の正確性は保証されず、最終責任は弁理士が負うと明示しています。また、無資格事業者がAIを用いて明細書作成や対庁手続支援、類否判断等を実質的に行う場合には、弁理士法第75条違反となる可能性があるとの見解も示しています。つまり、生成AIの普及は弁理士の不要化ではなく、**責任あるレビュー、境界管理、品質保証、説明責任、データ統制**の価値を引き上げています。

1

企業側の実務はすでに動いています。島津製作所は、知財部が独自開発した知財業務自動化プラットフォームを子会社Genzo AIを通じて外部提供する段階に至り、対象業務として発明・発掘、明細書作成、特許翻訳、特許庁審査対応、特許侵害予防、契約書レビューを明示しました。MIXIは、特許調査や商標区分判定へのAI活用により、最大90%のリードタイム短縮を公表し、創出時間を「攻めの知財」に振り向ける方針を示しています。公開事例が大企業に偏る一方、島津は少人数の中堅・中小企業、大学・研究機関向けにSaaS提供を行うとしており、次の波は中堅・中小へ向かう公算が大きいと見てよいです。

2

法的には、発明者性、著作権、個人情報、営業秘密、説明責任、責任帰属が主要論点です。日本では、特許法上の発明者欄に記載できるのは自然人であり、知財高裁もDABUS事件でAIを発明者として記載した出願却下を維持しました。一方で、USPTOはAI補助発明を一律に排除せず、人間の「significant contribution」を重視する指針を示しています。著作権では、文化庁が、学習段階では著作権法30条の4の適用余地を認めつつ、特定作品の創作的表現を出力させる目的の追加学習や、表現が直接感得できる生成物の利用は侵害になり得ると整理しています。個人情報保護委員会は、個人データを含むプロンプト入力時に、目的内利用と、提供先が学習に用いないこと等の確認を求めています。営業秘密について経済産業省は、社内管理単位内で生成AIから当該情報が再出力されたという一事だけでは直ちに秘密管理性は失われない一方、生成AI提供事業者等の第三者に提供される場合は秘密管理性が否定され得る、と整理しました。

3

したがって、今後の特許事務所・弁理士の中核価値は、従来の「文案作成の手数」から、**人間の関与の立証、AI利用の適法性確認、RAGやエージェントの検証、監査ログ設計、外注・ベンダー統制、難案件の戦略判断、契約・係争の交渉設計**へ移ります。海外大手IP事務所でも、FinneganがAI+Patent、AI+Copyright、AI+Privacy、AI+Trade Secretsを含む横断プラクティスを立ち上げ、OpenAIに対して特許出願ドラフティングとグローバルプロセキューションを提供していることを公表しています。これは、AI時代に特許事務所の役割が縮小ではなく**再編・高付加価値化**へ進むことを示す象徴的な事例です。

4

本報告の結論は明確です。企業知財部は、生成AIを「起案の高速化装置」として導入しつつ、弁理士・特許事務所を「最終責任を引き受ける保証人」ではなく、**AIガバナンスを設計し、証拠性と説明可能性を担保し、難案件で意思決定を代行・補強する共同設計者**として再定義すべきです。短期的には、許容ツールの限定、入力データ階層化、ヒューマンレビュー、ログ保存を整備すること。中期的には、RAG/エージェントをIPMS・DMS・英文現地代理人連携に統合すること。長期的には、特許事務所の報酬モデルを、時間課金中心から、固定額レビュー、継続型ガバナンス顧問、戦略会議参加型へ組み替えることが実務的に合理的です。

5

なお、本報告は日本弁理士会、特許庁、文化庁、個人情報保護委員会、経済産業省、WIPO、USPTO、EPO、裁判所、主要特許事務所の公式資料を優先し、ユーザー提供メモを論点整理の補助資料として参照しました。[filecite](#)[turn0file0](#)

現状分析

日本の特許出願件数は2024年に306,855件へ増加し、WIPOによれば世界全体の特許出願件数も2024年に過去最高の370万件へ達しました。案件量が高止まりする一方で、特許庁自身も先行技術調査の検索手法高度化を導入フェーズへ移行し、生成AIの特許行政事務・特許審査業務への適用実証を進めています。つまり、企業側だけでなく、審査側もAIを前提に速度と品質の再設計を始めており、外部代理人に求められる標準も上がっています。⁶

本報告では、**AIエージェント**を「検索、抽出、要約、起案、翻訳、社内システム更新など複数工程を連結し、一定の自律性をもって業務を進める仕組み」として整理します。単発プロンプト型生成AIよりも、エージェント型の方が業務代替範囲は広い一方、誤作動時の責任帰属、ログ、承認フローの重要性が高くなります。この点は、AI事業者ガイドラインが求める検証可能性、文書化、ステークホルダーへの情報提供と整合します。⁷

業務領域	生成AI・AIエージェントの主作用	公開されている導入・制度例	企業規模別の現実像	特許事務所・弁理士への含意	出所
発明発掘・明細書草案	発明メモの構造化、明細書ドラフト、クレーム候補提示、翻訳初稿	島津製作所は、発明・発掘、明細書作成、特許翻訳を含む知財自動化プラットフォームを外部提供対象業務として明示。FinneganはOpenAIに対し、特許出願ドラフティングとグローバルプロセキューションを提供すると公表。	大企業は内製プラットフォーム化しやすい。中堅・中小はSaaS利用が現実的。具体的導入社名は未指定のものが多。	「ゼロから書く」価値は低下し、 要件定義、権利範囲設計、データ由来の適法性確認、最終品質保証 が主要価値になる。	⁸
先行技術調査・IPランドスケープ	検索語展開、分類推定、要約、クラスタリング、ランドスケープ素案作成	MIXIは特許調査にAIを活用し最大90%のリードタイム短縮を公表。LexisNexisはキーワード入力から瞬時に景観概観を生成するTechDiscoveryを提供。国内研究でも、生成AI単独調査のハルシネーション課題と、AI特許調査ツール連携の有効性が報告。	大企業は検索部隊の再配置が進む。中堅は外部DBと生成AIの組み合わせが中心。	調査代行のうち表層作業は縮小し、 検索設計、ノイズ除去、FTOの論理検証、経営向け示唆抽出 に重心が移る。	⁹

業務領域	生成AI・AIエージェントの主作用	公開されている導入・制度例	企業規模別の現実像	特許事務所・弁理士への含意	出所
審査対応・OA分析	引用文献比較、論点抽出、補正案・意見書草案、先例整理	島津の公開講演紹介では、NotebookLMにOA通知・引用文献・本願発明PDFのみを読み込ませ、情報限定で分析と補正案作成を約2分で行う運用が紹介。USPTOはAIツール利用を禁止せず、既存の職業倫理・手続責任への適合を要求。	大企業から先に内製化が進む。中堅以下は外部弁理士のテンプレート・レビュー価値が残る。	一次草案の外注から、最終論理・証拠・表現の保証へシフト。 英語圏では出願人・代理人のAI利用自体が管理対象になっている。	10
契約・ライセンス	NDA・共同研究・AI利用規約レビュー、条項比較、リスクタグ付け	島津は知財業務自動化の対象として契約書レビューを明示。文化庁・PPC・METIの整理により、訓練データ利用、個人情報、営業秘密、RAGの扱いが契約条項での管理対象になった。	大企業は法務・知財の共同運用が必要。SMEでは外部専門家依存度が高い。	弁理士は契約法務との役割分担を前提に、 AI利用条項、学習禁止、監査権、ログ保存、出力利用許諾 の設計支援が必要。	11
侵害予防・FTO	claim chart 素案、製品仕様との対応表、リスクランキング	島津は対象業務に「特許侵害予防」を明示。JPOはAI関連技術の審査事例を拡充し、AIを含む広範な分野で審査判断ポイントを整理。	製造業・SaaS・コンテンツ企業で需要が高い。中小企業は外部弁理士の支援余地が大きい。	FTOはエージェントで素案化できても、 技術的範囲の法的評価、製品仕様の実事認定、リスク受容判断 は外部専門家の中核業務として残る。	12
管理・ポートフォリオ運営	案件トリアージ、期限管理補助、分類、更新提案、レポート自動化	特許庁は検索高度化に加え、生成AIの特許行政事務・審査業務への適用実証を実施。MIXIは商標区分判定にもAIを活用。	大企業はIPMS連携の自動化へ。中堅以下は部分導入から開始。	事務処理の時間価値は下がり、 KPI管理、外注配分、ツール統制、経営報告の質 が差別化要因になる。	13

上表の含意は二つあります。第一に、**知財部内部で「下書き」と「一次調査」が強く内製化される**ことです。第二に、それでもなお、あるいはそれゆえに、**外部の特許事務所・弁理士には、誤ったAI出力を止める機能、品質と適法性を説明できる機能、経営判断に接続できる機能**が強く求められます。特に公開事例では、AI導入の成果指標が「工数削減」だけでなく、「攻めの知財」やプラットフォーム外販にまで及んでおり、外部専門家は作業員から設計者へ役割転換しない限り、価格競争に巻き込まれやすくなります。 14

法的・倫理的課題

法的・倫理的課題は、単に「AIは使ってよいか」という抽象論ではなく、**誰が発明者か、何を学習・入力してよいか、どの出力を使ってよいか、誤りが出たとき誰が説明し責任を負うか**という業務単位的设计問題です。日本法・日本の公的整理を中核に置くと、実務で特に重いのは、発明者性、著作権、個人情報、営業秘密、説明責任、非弁・専権業務の境界です。 15

論点	日本の整理	海外比較・参考	実務上の意味	主要出典
発明者性	特許庁は、願書に記載する発明者の「氏名」は自然人の氏名を指すと整理。知財高裁もDABUS事件で出願却下を維持。もっとも、判決はAI発明が特許法上の「発明」概念から当然に排除されるとは述べていない。	USPTOはAI補助発明を一律に排除せず、人間の重要な寄与を基準化。EPO、英国最高裁、米連邦巡回区控訴裁判所はいずれもAIそれ自体を発明者として認めていない。	「誰がどの創作判断をしたか」の証拠化が最重要。 発明発掘面談、プロンプト、選択・修正履歴、実験設計者の記録が必要。	16
著作権	文化庁は、AIと著作権の考え方を2024年に整理。30条の4の適用余地を認めつつ、特定作品の創作的表現を出力させる目的の追加学習は享受目的が併存し得るとし、表現が直接感得できる生成物の利用は侵害になり得ると整理。RAGについても、創作的表現出力を目的としなければ30条の4適用余地あり。AI生成物の著作物性は、人間の創作的寄与の有無・程度で個別判断。	米国著作権局は、生成AI出力の著作権保護可否について、人間の創作的コントロールの有無を中核に据える。	社内RAGや引用資料の投入は、 目的限定と出力管理 が必要。特に他人の作品・標準・データベースを使う場合は、ライセンスと利用態様の切り分けが要る。	17
個人情報・プライバシー	個人情報保護委員会は、個人情報を含むプロンプト入力が目的内かを確認し、個人データが応答出力以外の目的で取り扱われるなら違反可能性があるため、提供者が機械学習に利用しないこと等を十分確認すべきと注意喚起。	海外サービスでは越境移転・保存先法制の問題が強い。PPCはDeepSeekについても越境保存と外国法適用への注意を個別発信。	社内利用規程では、 入力禁止データ類型、許容例外、越境移転確認、個人データ委託該当性を明文化 すべき。	18
営業秘密・機密保持	JPAAは、弁理士が外部AIに秘密情報を入力すると、守秘義務違反やNDA違反のおそれがあると整理。METIは、管理単位内で秘密管理された情報が生成AIに利用された後に社内で再出力されても、その一事だけでは秘密管理性は否定されない一方、生成AI提供事業者等の第三者に提供される場合には否定され得ると整理。	海外でもTrade SecretsはAI契約・訴訟の主要論点化。FinneganはAI+Trade Secretsを独立領域として掲げる。	「社内閉域RAG」と「第三者SaaS」 を同列に扱ってはいけない。機密区分ごとのツール分離が必須。	19

論点	日本の整理	海外比較・参考	実務上の意味	主要出典
説明責任・透明性・バイアス	AI事業者ガイドラインは、透明性を情報開示として広く捉え、文書化、トレーサビリティ、システムアーキテクチャ・データ処理プロセスの文書化、AI利用事実・範囲・適不適切使用方法・予見可能リスク・データ収集ポリシー等の提供を求める。また、利用者に対し、個人情報や機密情報の不適切入力回避、バイアスに留意した事業判断、説明責任の履行を求める。	EU AI Actは、適切な追跡可能性と説明可能性、AI利用の認識可能性、能力・限界の開示を重視。	知財実務では、 モデル名、版、プロンプト、参照文書、実行日時、レビュー者、採否理由 を残せる設計が必要。	20
責任帰属	日本弁理士会は、AI出力を検討・精査せずそのままクライアントに提供することは、善管注意義務違反のおそれがあると明示。	USPTOも、AIツール利用は禁じないが、実務家は既存ルール・義務に従うべきと整理。	「AIが書いたから」は免責にならない。 最終責任者の明確化 が不可欠。	21
非弁・専権業務の境界	JPAAIは、無資格事業者がAIを用いて明細書・願書作成、対庁支援、類否判断、侵害判断等を実質的に行えば75条違反の可能性があると整理。	海外でもAIリーガルサービスと専門職規制の緊張は増大。	企業が外部SaaSを使う際は、 単なる道具か、実質的な鑑定・代理か を見極める必要がある。	22

この論点整理から見える実務上の要諦は、**AIの利用可否を一律に決めるのではなく、案件・データ・出力の三層で統制すること**です。たとえば、発明者性は出願前の「人間の寄与」記録へ、著作権は学習・RAG・生成物の目的と表現類似へ、個人情報を入力前の利用目的・学習有無確認へ、営業秘密はツールの閉域性・第三者提供有無へ、それぞれ接続されます。法務・知財・情報システム・セキュリティを束ねる運用でなければ、個々の規定に形式的に適合しても全体として事故を防げません。 23

弁理士・特許事務所の新たな役割

日本弁理士会の二つの文書は、役割変化を端的に示しています。一つは、AIを使っても最終責任は弁理士に残るという点。もう一つは、AIを標榜する無資格サービスが、専権業務の境界を越える可能性があるという点です。これに、Finneganのような大手IP事務所がAI+Patent、AI+Copyright、AI+Privacy、AI+Trade Secretsを横断する実務体制を構築している現状を合わせると、弁理士・特許事務所の主戦場は、**起案の前後にあるリスク統制と高次判断**へ移ると理解すべきです。 24

新たな役割	具体的業務レベル	優先度	必要スキル	想定成果物
AIリスク管理責任者	AI利用ポリシー策定、データ階層設計、承認フロー、インシデント対応、社内ルール整備	最優先	知財法、情報管理、AIガバナンス、業務設計	AI利用規程、入力禁止表、リスクマップ

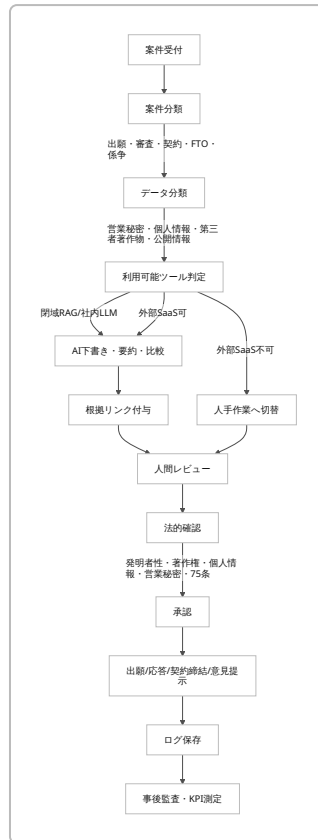
新たな役割	具体的業務レベル	優先度	必要スキル	想定成果物
発明者性・著作者性レビュー	発明者面談、寄与分析、プロンプト・改稿履歴確認、人間の創作的寄与の立証設計	最優先	特許法、著作権法、証拠設計、ヒアリング	発明者認定メモ、創作寄与メモ
モデル検証・説明可能性担当	モデル選定、ベンチマーク、hallucination テスト、ソース限定設定、ログ項目設計	最優先	AI評価、RAG設計、検索、品質管理	評価報告書、検証ログ、利用基準書
データガバナンス支援	NDA見直し、学習禁止条項、越境移転確認、個人情報・営業秘密の入力可否判断	最優先	契約、個人情報保護、営業秘密、ベンダー管理	契約条項案、データ持込審査票
AI活用高度調査・戦略立案	特許調査、FTO、IPランドスケープ、競合分析、攻めの知財テーマ抽出	高	検索、分析、事業理解、会議ファシリテーション	経営向けIP報告、FTO意見、景観図
契約・ライセンス交渉支援	AI開発・共同研究・実施許諾・データライセンス交渉、責任分配、補償条項	高	契約交渉、ライセンス、クロスボーダー対応	契約ドラフト、交渉論点表
社内教育・チェンジマネジメント	発明者向け教育、禁止入力ルール、プロンプト標準、レビュー訓練、AIリテラシー研修	高	教育設計、業務標準化、コミュニケーション	研修資料、標準プロンプト集
コンプライアンス設計・監査支援	監査ログ、保存期間、サンプリング監査、外注先評価、事後レビュー	高	内部統制、監査、文書管理	監査チェック表、監査報告書
紛争・訴訟対応の証拠設計	claim chart根拠整理、AI利用履歴保全、証拠の真正性・再現性確保	中高	訴訟実務、証拠法、技術理解	証拠保全方針、争点整理表

実務上のポイントは、上表の役割が「新規業務」に見えても、実は既存の弁理士能力の再配置で対応可能な部分が多いことです。たとえば、発明者面談は inventorship review に、先行技術調査設計は RAG 評価に、意見書起案は AI 草案の論理監査に、NDA 作成補助はデータ持込審査へ、それぞれ接続できます。つまり必要なのは、職能の破壊ではなく、**既存能力のAI時代向け再パッケージ化**です。²⁵

ここから導かれる収益モデルの変化は、厳密には推論ですが、方向性はかなり明瞭です。公開事例では、島津が知財業務自動化を SaaS 化し、MIXI が特許調査・商標区分判定を高速化し、Finnegan が AI 横断プラクティスを組成しています。したがって、今後は、時間課金中心の明細書初稿作成よりも、**固定額レビュー、FTO・無効判断の高難度意見、継続型ガバナンス顧問、社内教育、ベンダー監査、役員説明支援**の方が、価格説明力を持ちやすいと考えられます。これは「AI で作業が減るから売上が減る」というより、「請負う対象が下書きから保証へ移る」と見るべきです。²⁶

実務プロセスの再設計

再設計の基本原則は、**速さより先に、入力統制・出力検証・証拠保全を組み込む**ことです。日本弁理士会、文化庁、個人情報保護委員会、経済産業省、AI 事業者ガイドラインはいずれも、AI 利用そのものを否定していません。むしろ、条件は「人間の責任」「目的限定」「秘密・個人情報・著作物の扱い分け」「文書化・透視性」です。したがって、プロセス再設計の中心は、プロンプト術ではなく**統制設計**にあります。²⁷



上図の実装要件を、実務レベルに落とすと次のようになります。

項目	推奨設計	最低ライン	避けるべき設計
案件トリアージ	出願・審査・契約・FTO・係争でフロー分岐	担当者の目視分類	全案件を同一チャットに投入
データ分類	公開情報、社外秘、営業秘密、個人情報、第三者著作物に五分割	公開/非公開の二分法	「非公開なら全部同じ」扱い
ツール選定	閉域RAG、社内LLM、外部SaaSを分離。高機密は閉域のみ	主要SaaSの許容/禁止一覧	個人アカウント・無審査利用
出力方式	根拠箇所を必須化し、ソース限定回答を優先	出力後に人が出典確認	出典なしのもっともらしい文章を採用
人間レビュー	代理人・弁理士が法的判断部分を必ずレビュー	重要案件のみレビュー	AI出力のコピペ提出
ログ・監査	モデル名、版、実行日時、プロンプト、参照資料、出力、レビュー者、採否理由を保存	実行日時と担当者だけ保存	ログなし・消去前提
ベンダー管理	学習利用有無、越境移転、ログ保全、SLA、監査権を契約確認	利用規約閲覧	実質未確認での利用開始
外注管理	外部弁理士とSLA再設計。下書きではなく保証・難案件に重点配分	既存契約に追記	従来丸投げの継続
品質管理	サンプル監査、差戻率、再現性テスト、誤引用率測定	担当者の自己点検	効果測定なしで全社展開

上表は、日本弁理士会の責任・合意・守秘に関する整理、文化庁のRAG整理、AI事業者ガイドラインの文書化・透明性・個人情報/機密情報入力回避、METIの営業秘密管理指針を統合した実務モデルです。特に、**ソース限定RAG+人間レビュー+ログ保存**が中核であり、これを欠くエージェント導入は、速度だけ上がって責任設計が崩れる危険があります。 28

概算コストについては、公開価格が未指定であるため、以下は**本報告の推定レンジ**です。推定の前提は、AI事業者ガイドラインが要求する文書化・透明性・検証可能性、PPCの個人情報確認、METIの秘密管理、JPAAの人間責任、そして実際に島津がSaaS化可能な知財自動化基盤を構築しているという事実です。したがって、単純なAPI利用料ではなく、**統制、連携、教育、ログ、レビュー**を含めた総額で見べきです。 29

導入スコープ	想定内容	概算レンジ	適する組織
限定PoC	調査要約、翻訳初稿、OA要約など1~2ユーザー、閉域でないことも可	300万~ 1,200万円	中堅企業・事務所の試行
部門本番利用	閉域RAG、承認フロー、ログ、教育、NDA見直し、DMS/IPMS部分連携	1,500万~ 5,000万円	大手企業知財部、中堅でも重点部門
全社/多拠点統合	複数ユーザー、エージェント化、海外案件対応、監査・外注連携	5,000万円~ 1.5億円	大企業グループ、外販も視野に入る組織

リスク緩和チェックは、案件ごとに分散させるより、各工程に埋め込む方が有効です。

フェーズ	チェック項目
出願前	発明者候補ごとの人間寄与を記録したか/AIが提案した案から誰が何を選別・修正したか残っているか/投入資料に第三者著作物・個人情報・営業秘密が含まれるか分類したか/利用ツールが学習利用しない契約条件か確認したか/社内閉域と外部SaaSを取り違えていないか/クレームの根拠箇所を人間が再確認したか
審査対応	OA通知・引用文献・本願資料以外を混入させていないか/補正案の根拠を条文・審査基準・引用文献に遡って確認したか/AIが生成した引用・判例・審査例を人手で検証したか/現地代理人との責任分担を明確にしたか/提出版とAI草案の差分を保存したか
契約時	入力データの権利帰属、学習利用、再利用、越境移転、監査権、ログ保全、補償、秘密保持を条項化したか/RAG用データセットの利用許諾を確認したか/共同研究先・委託先への秘密管理意思を書面で明示したか/AI利用の可否について相手方・クライアントの合意を得たか
訴訟・係争対応	AI生成物の真正性・作成経緯・日時・モデル版・入力資料を証明できるか/claim chartや比較表の根拠リンクを確保したか/営業秘密該当性を害しない保全方法か/AI補助資料と法的意見の境界を明示したか/提出前に弁理士・弁護士が全面レビューしたか

社内説明資料化する場合は、**日本弁理士会ガイドライン表紙、文化庁のRAG説明頁、AI事業者ガイドラインの利用者義務頁、営業秘密管理指針の生成AI注記頁**のスクリーンショットを付録化すると、合意形成と監査説明に有用です。これらは制度趣旨を短時間で共有しやすく、現場教育に適しています。 28

事例研究

以下では、成功・失敗・制度導入を含め、役割変化を象徴する事例を整理します。

事例	区分	要点	教訓	出所
島津製作所 / Genzo AI	成功	知財部が独自開発した知財自動化基盤を、子会社を通じて外販段階へ移行。対象業務に発明・発掘、明細書作成、翻訳、審査対応、侵害予防、契約レビューを明示。公開講演紹介では、NotebookLMによる情報限定型OA分析が紹介。詳細な導入費・顧客社数は未指定。	知財部のAI化は「補助ツール導入」で終わらず、業務モデルそのものをSaaS化し得る。外部弁理士は、同種自動化を前提に保証・戦略へ移らないと価値が薄くなる。	30
MIXI知財AI活用	成功	特許調査と商標区分判定にAIを用い、最大90%のリードタイム短縮を公表。創出時間を「攻めの知財」へ再配分すると説明。使用ツールの詳細は未指定。	効率化の本質は人員削減ではなく、知財部の時間を経営・事業寄りへ再配分すること。外部事務所も同じ再配分が必要。	31
OpenAIとFinnegan	成功	Finneganは、OpenAIに対して特許出願ドラフティングとグローバルプロセキュションを提供すると公表し、加えてAI+Patent等の横断プラクティスを新設。OpenAI内部フローの詳細は未指定。	AI企業の増加は、むしろAIを理解する外部専門家需要を増やす。特許事務所は「AIに強い分野特化」を前面に出すべき。	32
DABUS事件	失敗	日本では知財高裁がAIを発明者として記載した出願却下を維持。米国、EPO、英国もAIそれ自体を発明者として認めない。	AIがアイデアを出しても、出願実務上は 自然人の関与・寄与の整理 が不可欠。発明者面談、寄与記録、証拠保全を怠ると出願段階で詰まる。	33
特許庁・USPTOのAI導入	成功	JPOは検索手法高度化を導入フェーズに移し、生成AIの特許行政事務・審査業務適用を実証。USPTOはAIツール利用ガイダンスとAI補助発明の発明者指針を公表。	審査官側もAI化するため、代理人側には、より速い応答だけでなく、より透明で再現可能な論理構成が求められる。	34

これらを横断すると、成功事例に共通する条件は、**情報を絞る、用途を限定する、人間の最終判断を残す、成果を戦略業務へ再配分すること**です。逆に失敗事例は、**法制度が要求する人間要件や専門職責任を、AIの存在で飛ばせると誤認した場合**に起きています。ここに、特許事務所・弁理士の将来業務の輪郭がはっきり現れています。 ³⁵

実行ロードマップ

短期・中期・長期で重要なのは、「全部自動化する」ことではなく、**どの案件を、どのデータで、どのツールに通し、誰が責任を負うか**を段階的に制度化することです。JPO・USPTO・日本弁理士会・文化庁・PPC・METIの公開整理は、いずれもこの順序を支持しています。 ³⁶

期間	推奨アクション	KPI例	主担当
短期	AI利用ポリシー制定／許容ツール一覧化／入力データ五分類／出願前の発明者寄与メモ導入／OA対応のソース限定RAG試行／外部事務所SLA改訂／発明者・知財部・法務向け研修実施	承認済みツール利用率 90%以上／入力データ分類実施率 95%以上／重大情報誤入力 0件／PoC対象業務のリードタイム 20～40%短縮	知財部長、情報システム、外部弁理士
中期	閉域RAG本番化／IPMS・DMS連携／ログ保存自動化／FTO・契約レビュー・商標分類へ対象拡張／ベンダー監査・越境確認／AI利用を前提にした報酬メニュー再設計	OA草案作成時間 30～60%短縮／調査サイクル 40～70%短縮／ログ保存完備率 95%以上／AI起点で再作業となった案件率の継続低下	知財部、法務、外部事務所、調達
長期	エージェント型運用展開／事業部との発明発掘連動／経営向けIPダッシュボード／グローバル現地代理人とのAI前提分業／継続型AIガバナンス顧問契約への移行	戦略案件比率の上昇／事業部満足度向上／外部費用のうち戦略・係争比率上昇／知財由来の事業提案件数増加	経営層、知財責任者、主幹事務所

KPIは、単純な件数や工数だけでは不十分です。MIXIのように「攻めの知財」への再配分を目標にするなら、**短縮時間を何に再投資したか**まで測る必要があります。たとえば、事業部同席の企画会議数、FTO実施比率、共同研究契約レビューの前倒し率、ライセンス交渉参加件数などが、AI導入の本当の成果指標になります。島津とMIXIの公開事例が示すのは、工数削減そのものではなく、**知財組織の機能転換**です。²

最終的に、企業知財部と特許事務所・弁理士の関係は、従来の「案件ごとの処理委託」から、「AIを含む知財プロセス全体の共同設計」へ移るべきです。企業知財部が一次起案や一次調査を内製化していくほど、外部専門家には、法的境界設定、説明可能性、監査可能性、係争耐性、国際整合性の設計が期待されます。生成AI・AIエージェントの時代に仕事なくなるのは、弁理士そのものではなく、**保証も設計も伴わない単純作業型の提供形態**です。反対に伸びるのは、**人間の判断責任をAI時代に適合させる専門家**です。³⁷

¹ ⁵ ¹⁹ ²¹ ²⁴ ²⁵ ²⁷ ²⁸ ³⁷ <https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/AIservices-guideline.pdf>

<https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/AIservices-guideline.pdf>

² ⁸ ¹¹ ¹² ²⁶ ²⁹ ³⁰ <https://www.shimadzu.co.jp/news/2026/acmnk57uqb3579ay.html>

<https://www.shimadzu.co.jp/news/2026/acmnk57uqb3579ay.html>

³ ¹⁵ ¹⁶ <https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html>

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html>

⁴ <https://www.finnegan.com/en/firm/news/finnegan-launches-comprehensive-ai-practice.html>

<https://www.finnegan.com/en/firm/news/finnegan-launches-comprehensive-ai-practice.html>

⁶ <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/matome.html>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/matome.html>

⁷ ²⁰ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_1.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_1.pdf

⁹ ¹⁴ ³¹ <https://mixi.co.jp/news/2026/0409/50912/>

<https://mixi.co.jp/news/2026/0409/50912/>

